

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

26

日米安全保障新条約に関する件

三三一一一 米保長

一 新条約締結の目的

我が國の防衛は米国との安全保障体制を基調とする「国防の基本方針」に則り、現行安保条約体制を改善強化するとともに、安全保障に關する日米関係、延いては日米関係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。（別紙の一）

新条約の内容

新条約の内容に就ては左の考へ方に拠ることとする。

- (1) 国連尊重の趣旨を明らかにし、国連憲章との關係を明記する。

十部内五号

- (2) 日米両国が極東の平和と安全の維持を共通の利益とすること

を確認する。

(3) 前項の見地に立脚し、極東の一戦軍事情勢並びに我國自衛力の現況に鑑み、米軍が日本内の所要の施設区域を使用することを認めるとしてする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為の為め日本基地を作戦的に使用する場合及び核兵器等に關し、米国は日本政府と事前に協議することとする。

(4) 米国は日本防衛義務を規定することとし、同時に之と見合ひ日本の義務は憲法の範囲内なることを明にする。

日本の義務は憲法の範囲内なる場合に発動するやに關し、条約地域を

(5) 西太平洋の米領土、沖縄小笠原、日本領土、即沖縄小笠原、

日本領土、⁽³⁾ 日本領土、の何れとするやの問題ある處、(山は相
互援助の型に則し且沖縄小笠原の地位に關係なく最も安定した
ものであるが、米側はこれを以てするも相互援助の基礎と為し得
べしとの見解を抱として居り、他方を採る場合は基本的の考

へ方を改める必要ありと認められる。(別紙の二)

④ 極東の構態に関する海賊条項を置くこととする。

⑤ 自助及相互援助に依り防衛力を維持育成する趣旨の協力条項
を置くこと並びに破壊活動阻止に関する規定の段に付検討する。
前者は我方に於て憲法上の問題あるも、米側は所謂ヴァンデン
マーク決議の精神を取るものとして必要と認めてゐる。(別紙

の三)

(ト) 経済協力条項を置くことの得失を検討する。(別紙の四)

(ナ) 条約の期限は最高十年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得
る形とする。此の点は沖縄小笠原の扱方と関連して検討の要あ
り。

(ホ) 米軍の在日施設区域使用に伴い現行行政協定は最少限必要な
修正を施した上を了す旨認する要ある處、其の国内的扱方を速か
に決定する要あり。

別紙

本文一（新条約の目的）について

現行安保条約は今日迄我が國の安全保障に貢献して來たが、元々暫定的な条約であり、其の締結當時と現在の事態を比すれば、我國の國際的地位の向上、經濟力の恢復、自衛力の育成等の諸点に於て大きな変化があつた。依つて現存する安保条約關係を再検討し、所謂不平等とか一方的とかの距離を招く根拠を除去すると共に、日米安全保障關係を改善強化することが適当と認められるが、具体的には、(1)米国の日本防衛義務を条約上に明らかにし、(2)我方より見合つて憲法の許容する限度で義務を負うものなることを明にして、以て(3)米軍と自衛隊との協力の基礎を確立し、(4)併せて

て米軍の在日施設区域の保有的使用や核兵器問題に付極力国民の疑念を除去し、斯くて日本憲法と抵触しない相互援助型の条約を目途とするものとする。

二 本文二の(1)（条約地域）については、「日米安全保障新条約に於ける冲縄小笠原の取扱について」（三二一—一〇）参照。

三 本文二の(2)（相互協力条項）について
(1) 此の余項は「自動及び相互援助に基礎を置く集団的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンバーグ決議の精神を體のもとして米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て条約地域の決め方や海外派兵を行はず等の問題がある為め米政府の国内識得の見地よりは其の比重が一段

と大であることを察せられる。

(1) 他方我が國の憲法解釈上日本自身の直接防衛以外の目的の為めの防衛力は認められないとすれば、斯る条項は我方が日本の自衛の為めのみならず「米国の防衛の為めに防衛力を維持育成する」義務を負うと云々風に解されるときは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた経緯あり、依て国内的には斯る条項がない方が条約全体の為めに適当である。

(2) 斯くて本条項は、(1)国内的には之を置かない方がよいことは明らかであるとしても、(2)國に之を撤回せしめることは、米側特に国防省方面及び米議会の關係で迷らざる困難あるべきもの

みならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の氣持がありや否やを疑はしめるに至る構なしとせず(3)尚本条項は安保条約前文に代つてMSA協定の基礎となるべきものであり、我方防衛省方面に於て斯の種規定の削除がMSAに響くことを惧れるとあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条項の取扱は慎重に考へる必要がある。

(4) 尚本条項を存置する場合も、米側原案にある如く破壊活動に関する規定を置くや否やの問題あり、此の点は現行安保条約の間接侵略に關する規定の問題と若干の關係があるが、斯る規定は國內に無用の制限を与へる惧あり米側の解釈では本段は安保条約第一条の如く間接侵略に対する対抗措置を意味するもので

ないとのことである）、之を削ることが適當と思はれる。

四、本文二の（）（経済協力条項）について

(1) 安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の趣旨から入れることを提案しているのであるから存置することが適當であるとも考へられるが、

(2) 他方、

1、斯る規定を置いても具体的な内容がなく（他に通商航海条約及相互防衛援助協定を存する）、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2、傾向的に広く協力関係を規定する条約でなければそぐわない（米海地域の決め方と関連する。尚且て及び日米人里

には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しない。）と云う問題もある。